

「波佐見町観光パンフレット制作業務」にかかる
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本業務は、波佐見町が有する地域の特性や観光資源を効果的に伝えることで、波佐見町の魅力を広く発信し、イメージアップによる観光誘客、リピーターの拡大を図ることを目的とする。

なお、本業務の遂行にあたっては、取材や記事作成などの高度なノウハウを必要とすることから、業務委託を行うものとし、委託業者については多様な手法の提案が期待される公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2 業務概要

(1) 業務名

波佐見町観光パンフレット制作業務

(2) 業務内容

別紙「波佐見町観光パンフレット制作業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月 27 日まで

3 提案上限額

6, 677, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。超えた場合は失格とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日から提案者選定までの間において、波佐見町及び他の自治体から指名停止措置を受けていない者。
- (3) 九州管内に本店、支店、営業所等がある者。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていない者。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 波佐見町暴力団排除条例(平成24年波佐見町条例第19号)第8条に規定する措置の対象に該当していない者。
- (7) 国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (9) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び類似関連事業実績を有するものであること。
- (10) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制をとれるものであること。

6 募集内容

(1) 募集方法

町ホームページ等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明として必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

参加申込書(様式1) 1部

会社概要(様式2) 1部

業務実績調書(様式3) 1部

※業務実績を証明するもの(契約書の写し等)を添付すること。

法人登記簿謄本 1部

イ 提出方法

①郵送又は②持参により提出すること。

ただし、郵送の場合は、配達を証明できるものに限る。

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

令和7年9月5日(金)17時必着

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。

イ 提出先

波佐見町役場 商工観光課 商工観光班(波佐見町役場2階)

〒859-3715 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番

TEL:0956-85-2162 FAX:0956-85-5581

Eメール:shoukou@town.hasami.lg.jp

ウ 受付時間

9時から17時まで(12時から13時までを除く)

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記5に規定する参加資格の有無を審査し、全応募者に対し、参加資格の審査結果を令和7年9月10日(水)までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式4)を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年9月5日(金)17時必着

イ 提出先

6(3)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メール(提出先:shoukou@town.hasami.lg.jp)

エ 回答の方法

随時、町ホームページに回答を掲載する。質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(6) 辞退届の提出

参加申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限

令和7年9月30日(火)17時必着

イ 提出先

6(3)イに同じ。

ウ 提出方法

6(2)イに同じ。

エ 提出書類

辞退届(様式5)1部

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月30日(火)17時必着

(2) 提出先

6(3)イに同じ。

(3) 提出方法

6(2)イに同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式6)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 業務実施体制確認調書(様式7)

エ 提案見積書及び積算内訳書(任意様式)

(ア) 業務名称及び税抜き金額を記載すること。

(イ) 人件費、諸経費等の積算の内訳がわかる積算内訳書を提出すること。

(ウ) 税込見積金額が、「3 提案上限額」を超えないようにすること。

(超えた場合は、失格とする。)

(5) 提出部数

各6部 正本1部、副本5部(副本については、正本の複写でも可とする。)

(6) 企画提案書作成要領

ア 原則A4判で作成すること。

イ ページ番号を付すこと。

ウ 提案書には、商号など応募者を特定できるような記載は避けること。

エ 企画提案書には、次の各業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) その他本業務に関する独自提案

オ 今回の選考においては、提案内容を基に業者の能力を評価するものであって、提案内容を評価するコンペ方式ではない。したがって、パンフレットの細部までの作りこみは不要とする。

8 受託者の選定

(1) 選定委員会

「波佐見町観光パンフレット制作業務受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 選定方法

ア 評価

「波佐見町観光パンフレット制作業務受託候補者選定委員(以下「委員」という。)」は、提出された企画提案書の内容、過去の実績、見積額、及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める評価項目及び評価基準に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

イ 審査(書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング等)

参加資格を得た事業者に対して書類とプレゼンテーションによる審査を行う。

なお、企画提案者プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

(ア) 開催日

令和7年10月8日(水)予定(都合により日程を変更する場合がある)

(イ) 開催場所

波佐見町役場(予定)

(ウ) 出席者

1事業者4名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(エ) 説明事項

プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

(オ) その他

プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分程度を予定している。プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、提案用のモニター(HDMI 接続)は町が用意する。

ウ 選定

別に定める採点基準に基づき、契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点と同じ場合は、見積金額の評価点を比較し、見積評価点が高い者を契約候補者とする。すべての評価点と同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定する。

エ 選定結果

選定結果は、参加者すべてに令和7年10月上旬頃までに通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を町ホームページで公表する。

10 スケジュール(予定)

公示	令和7年8月20日(水)
参加申込書提出期限	令和7年9月5日(金)(郵送又は持参)
質問書提出期限	令和7年9月5日(金)(メール)
参加資格審査結果通知	令和7年9月10日(水)までに
参加申込後の辞退期限	令和7年9月30日(火)(郵送又は持参)
企画提案書等受付期限	令和7年9月30日(火)(郵送又は持参)
選定(書類及びプレゼンテーション)	令和7年10月8日(水)(予定)
選定結果通知	令和7年10月上旬(予定)
契約締結	令和7年10月中旬(予定)

11 評価項目・基準

本プロポーザルは、以下の評価基準に基づき審査・選定する。

評価項目		評価の着目点	配点	
1	業務実施方針	業務目的及び業務内容の理解度が高いか。	10	10
2	実施体制	業務を的確に実施できる体制が構築されているか。	5	10
		業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者が配置されているか。	5	
3	業務スケジュール	実施スケジュールに無理がなく、実現性があるものとなっているか。	10	10
4	企画提案内容	業務の趣旨及び目的を十分に理解し、実施方針(方法・手順等)が適切で具体的なものとなっているか。	10	30
		町の観光資源を十分に理解し、業務の目的を達成することができる、仕様書に沿った提案がされているか。	10	
		ノウハウ等を生かした効果的かつ積極的な提案が示されているか。	10	
5	その他の提案	仕様書以外に本業務に関連する有意義な提案があるか。	10	10
6	プレゼンテーション	提案の趣旨が明確で、取組意欲が明確な応答ができているか。	10	10
7	業務実績	同種の業務実績が豊富か。	10	10
8	提案見積額	最低提案見積額 ÷ 提案見積額 × 配点	10	10

12 情報公開

波佐見町情報公開条例(平成14年波佐見町条例第1号)に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第6条第3号(法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報)に該当するものについては、非公開とする。

13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの
- (2) 必要書類が提出期限後に到着したもの。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備があるもの
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、町が必要と認める事項を正当な理由なく拒否したもの
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があったもの
- (6) 提案見積書の金額が、「3 提案上限額」を超えるもの
- (7) 提案見積書の金額が積算内訳書の金額を超えるもの
- (8) プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席したもの
- (9) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と町が判断したもの

14 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、特定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。また、契約候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議の上、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行い、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、町が準備するものを使用する。

(5) 契約保証

町が別途定める方法により、契約金額の10/100以上とする。ただし、波佐見町契約に関する規則22条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、町の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。

- (3) 提出された企画提案書等は、本町の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本町の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本町の許可なく開示できない。
- (4) 今回の選定について、企画提案内容を基に事業者の能力を評価することで業者選定を行うものであって、企画提案内容そのものを評価するものではない。したがって、企画提案内容に固執することなく、発注者の意向を十分反映させた内容になるよう努めること。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合は、その旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては、公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は、本町に帰属する。

16 問合せ先

波佐見町役場 商工観光課 商工観光班(波佐見町役場2階)

〒859-3715 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番

TEL:0956-85-2162 FAX:0956-85-5581

Eメール:shoukou@town.hasami.lg.jp